

階上町障害者活躍推進計画

機関名	階上町、階上町議会、階上町監査委員、階上町選挙管理委員会、階上町農業委員会、階上町固定資産評価審査委員会及び階上町教育委員会
任命権者	階上町長、階上町議会議長、階上町代表監査委員、階上町選挙管理委員会委員長、階上町農業委員会会長、階上町固定資産評価審査委員会委員長及び階上町教育委員会教育長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
階上町における障害者雇用に関する課題	<p>平成30年度において、法定雇用率が未達成であったが、障害者の積極的な採用活動を行い、令和元年6月1日時点では法定雇用率を達成するに至った。</p> <p>今後、職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が発生する可能性があるが、これまで組織的な体制整備は特段行ってこなかった。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>○在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。</p> <p>現在の障害者の雇用数を下回らないよう、障害者の雇用について理解を図る。</p>
②定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定する。</p> <p>○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。</p>
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏ま</p>

	<p>えつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>